

1. 件名：福島第一原子力発電所における規制の見直しに関する面談
2. 日時：令和2年1月9日（木） 15時40分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松審査係、佐藤係長

検査グループ

専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、宮崎上席原子力専門検査官

福島第一原子力規制事務所

渡部副所長、木村通原子力運転検査官、坂本原子力運転検査官、

田中原子力運転検査官、松本原子力運転検査官、平沢原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当7名

福島第一原子力発電所 担当2名

#### 5. 要旨

- 原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、以下について説明を受けた。
  - 福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）における規制の見直しに伴う関係法令の改正等により必要となる実施計画の変更認可申請の検討状況
  - 1Fにおける所内運搬に関する法令上の解釈について
  - 1Fにおける東京電力による自主検査に係る検討状況について
- 原子力規制庁から、以下の点についてコメントを行った。
  - 1Fにおける規制の見直しに伴い必要となる実施計画の変更については、反映漏れのないよう確認するとともに、関係法令等の施行スケジュールと齟齬が生じないように、計画的に申請を行うこと。
  - 1Fにおける所内運搬に関する法令上の解釈については、原子力規制庁内において確認した上で、改めて回答する。
  - 2020年度以降原子力規制庁が行う施設定期検査と自主検査として東京電力が行うサーベイランスや保守点検等による現場確認については、実効性のある検査が実施出来るよう、検査のスケジュールや確認すべき点など、事前に必要な協議・調整を行うこととなると思われるので、適切に対応すること。
  - 自主検査については、2020年度の取組も踏まえ、今後継続的に改善を行っていくこと。

- 自主検査の検討にあわせて、1Fにおける中期的リスクの低減目標マップにおいて示している長期保守管理計画について、策定を進めるとともに状況及びその内容を特定原子力施設監視・評価検討会等において説明すること。
- 1Fにおける規制の見直しによる各種の法令及び制度の改正については、2020年度以降の適切な施行のため、今後も引き続き面談を通じて必要な議論を継続したい。

○東京電力から、指摘については適切に対応する旨、回答があった。

○原子力規制庁から、1Fにおける実施計画の遵守状況の検査の実施要領の作成状況について説明した。東京電力からは、以下の点について質問があった。

- 2020年度以降原子力規制庁の行う施設定期検査と東京電力が行う自主検査の実施時期は同じになるのか。
- 2020年度以降の保安検査について、通年実施となる認識だが、四半期毎の開始会議は実施するのか。

○原子力規制庁から、以下の内容について回答した。

- 原子力規制庁の行う施設定期検査は、東京電力が行う自主検査としての現場確認に立ち会う形で実施することも想定しているので、その場合両検査の実施時期は一致することもあり得る。
- 保安検査について、四半期毎の開始会議は2020年度以降も実施する予定。一方で、2020年度以降の保安検査ではより抜き打ち的に検査を実施するため、開始会議において保安検査の内容の詳細を説明することはしない見込み。

## 6. 資料

- 実施計画変更概要(案) [東京電力]
- 事業所内運搬について [東京電力]
- 1Fにおける規制の見直しについて～2020/4からの検査制度～ [東京電力]
- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領(案) [原子力規制庁]